

# 平成 30 年度

## 福岡市の給与・定員管理の状況

### － 目次 －

1	総括	1
2	職員の平均給与月額，初任給等の状況	3
3	一般行政職の級別職員数等の状況	5
4	職員の手当の状況	7
5	特別職の報酬等の状況	13
6	職員数の状況	14
7	公営企業職員の状況	16

### < お問い合わせ先 >

- ※ 1～5，6(2)については，総務企画局人事部労務課  
(TEL：092-711-4131 FAX：092-733-5559 e-mail：romu.GAPB@city.fukuoka.lg.jp)
- ※ 6のうち，(1)(3)については，総務企画局人事部組織定数課  
(TEL：092-711-4432 FAX：092-733-5559 e-mail：sosikiteisu.GAPB@city.fukuoka.lg.jp)
- ※ 7のうち，水道事業については，水道局総務部総務課  
(TEL：092-483-3112 FAX：092-482-1376 e-mail：somu.WB@city.fukuoka.lg.jp)
- ※ 7のうち，交通事業については，交通局総務部総務課  
(TEL：092-732-4204 FAX：092-721-0754 e-mail：somu.TB@city.fukuoka.lg.jp)

# 1 総括

## (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成28年度の人件費率
29年度	1,529,040人	854,727,042千円	9,054,407千円	139,006,318 (142,646,155)千円	16.3 (16.7)%	9.5 (10.0)%

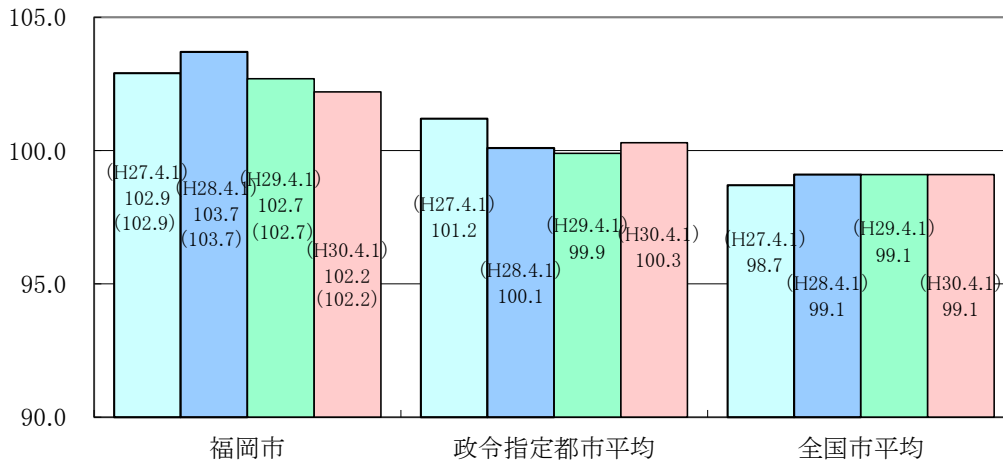
- (注) 1 人件費には、特別職職員の報酬、一般職職員の給料・諸手当のほか共済組合に対する事業主負担などの一切の経費を含みます。  
 ※ 実質収支とは、その年度の決算で、収支が赤字か黒字かを示す指標で、歳入と歳出の差引額(形式収支)から、次年度に繰り越すべき財源(事業の繰り越しによって次年度に確保するべき財源)を差し引いた額をいいます。  
 2 ( )内は、事業費支弁に係る職員の人件費を含めた数値です。

## (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)政令指定都市 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	14,393人	59,315,852千円	16,498,459千円	24,892,550千円	100,706,861千円	6,997千円	6,962千円

- (注) 1 職員給与費とは、人件費のうち一般職職員の給料及び諸手当です。  
 2 職員手当には退職手当を含みません。  
 3 職員数は、平成29年4月1日現在の人数です。  
 4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

## (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数×(1+福岡市の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)  
 3 政令指定都市平均とは、政令指定都市のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 平成30年4月1日のラスパイレス指数が100を超えている理由及び改善の見込み

本市職員の給与の水準は、本市人事委員会の勧告に基づく給与改定により、市内民間給与との均衡が図られている。一方で、諸手当等の制度については、国に準拠しており、その結果として、ラスパイレス指数が100を超えているが、今後とも人事委員会の検討状況や国及び他の地方公共団体の動向を注視しながら、必要な見直しについて引き続き検討を行う。

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
30年度	381,095 円	380,769 円	326 円 (0.09%)	0.09 %	0.09 %	0.16 %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスバイレス比較した平均給与月額です。

##### ②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
30年度	4.46 月	4.40 月	0.06 月	0.50 月	4.45 月	4.45 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ① 給料表の見直し

[ 実施 ]

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、本市人事委員会の勧告等の趣旨に鑑み、2%を基本に引下げ。1級及び2級の若年層に係る号給について引下げを行わず、50歳台後半層が多く在職する3級以上の高位号給については、級の号給数の縮減を含め、最大で6.9%の引下げを実施。激変緩和のため、2020年度末まで経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

##### ② 地域手当の見直し

国基準10%に対し、福岡市においても10%を支給。

(参考)

区分	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後			
国基準による支給割合	10%	10%	10%	10%	10%	10%
福岡市の支給割合	10%	10%	10%	10%	10%	10%

##### ③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成28年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
福岡市	39.8 歳	312,484 円	413,220 円	372,881 円
福岡県	42.9 歳	326,149 円	414,482 円	365,043 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
政令指定都市平均	41.8 歳	319,966 円	427,624 円	379,849 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です（以下同じ）。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当（期末・勤勉手当を除く。）の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです（以下同じ）。  
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています（以下同じ）。

#### ②技能・労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
福岡市	47.8 歳	678 人	311,748 円	382,793 円	361,633 円
清掃職員	53.8 歳	65 人	337,738 円	432,645 円	390,562 円
学校給食員	45.6 歳	215 人	291,368 円	340,797 円	335,460 円
用務員	48.2 歳	188 人	309,807 円	371,463 円	359,702 円
自動車運転手	53.4 歳	52 人	361,654 円	453,970 円	422,624 円
守衛	50.1 歳	20 人	342,465 円	464,877 円	396,926 円
その他技能・労務職員	45.1 歳	138 人	310,644 円	401,459 円	363,313 円
福岡県	55.8 歳	537 人	329,296 円	377,146 円	356,488 円
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	—	328,637 円
政令指定都市平均	49.8 歳	1,072 人	320,394 円	404,205 円	376,933 円

- (注) 1 「清掃職員」から「守衛」までの区分は、地方公務員給与実態調査の職種区分によるものです。  
 2 「その他の技能・労務職員」とは、上記5職種を除く現場作業監督員、動物愛護業務員及び動物飼育員などの職員です。

#### 参考1) 職種別民間給与実態調査における平均年齢及び平均給与（平成30年4月分）

区 分	本市（人事委員会）			国（人事院）		
	平均年齢	調査実人員	きまって支給する給与	平均年齢	調査実人員	きまって支給する給与
用務員	51.8 歳	6 人	374,419 円	51.4 歳	217 人	269,220 円
自家用乗用自動車運転手	54.0 歳	11 人	404,675 円	49.1 歳	238 人	346,107 円
守衛	—	—	—	51.0 歳	400 人	349,053 円

- (注) 平成30年に本市人事委員会及び人事院が調査した「職種別民間給与実態調査」のデータを使用しています。  
 この調査は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上に該当する事業所に勤務する従業員のうち、臨時の従業員及び役員を除く者を対象に実施したものです。

参考2) 対応する民間の類似職種との比較

区分	平均給与月額(A) (平均年齢)	区分	平均給与月額(B) (平均年齢)	備考	参考 A/B
福岡市		民間			
清掃職員	432,645 円 (53.8 歳)	廃棄物処理業	293,000 円 (45.8 歳)	全国平均	1.48
学校給食員	340,797 円 (45.6 歳)	調理士	239,400 円 (41.4 歳)	福岡県平均	1.42
用務員	371,463 円 (48.2 歳)	用務員	207,200 円 (55.6 歳)	全国平均	1.79
自動車運転手	453,970 円 (53.4 歳)	自家用乗用 自動車運転者	233,300 円 (57.3 歳)	福岡県平均	1.95
守衛	464,877 円 (50.1 歳)	守衛	244,400 円 (55.7 歳)	福岡県平均	1.90

区分	年収ベース(C)	区分	年収ベース(D)	参考 C/D
福岡市		民間		
清掃職員	7,009,240 円	廃棄物処理業	4,038,000 円	1.74
学校給食員	5,528,264 円	調理士	3,178,900 円	1.74
用務員	6,106,856 円	用務員	2,808,700 円	2.17
自動車運転手	7,375,040 円	自家用乗用 自動車運転者	3,100,700 円	2.38
守衛	7,415,624 円	守衛	3,500,600 円	2.12

- (注) 1 民間従業者のデータは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査(賃金センサス)」のデータを総務省が取りまとめたもの(平成27年度～29年度の3ヵ年平均)を使用しておりますが、福岡市職員が嘱託員、臨時的任用職員を除く「正規職員のみ」の状況であるのに対し、民間従業者は「アルバイト等非正規従業員」を含んだ状況であり、具体的な業務内容、経験年数、雇用形態等において完全に一致しているものではありません。  
また、調査対象企業規模や調査範囲、調査時期にも違いがあります。
- 2 年収ベースのデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与その他特別給与額を加えた試算値です。

### ③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	
福岡市	高等学校教職員 (特殊,各種,専修)	44.9 歳	373,034 円	445,589 円
	小・中学校 (幼稚園)教職員	41.2 歳	339,900 円	408,623 円
福岡県	高等学校教職員	47.0 歳	384,407 円	448,102 円
	幼稚園教職員	43.9 歳	360,181 円	413,075 円
政令指定 都市平均	高等学校教職員 (特殊,各種,専修)	45.2 歳	374,610 円	459,127 円
	小・中学校 (幼稚園)教職員	41.5 歳	348,988 円	419,001 円

### (2) 職員の初任給の状況(平成30年4月1日現在)

区分	福岡市	福岡県	国	
一般行政職	大学卒 (上級)	177,200 円	185,500 円	総合職(大卒) 183,700 円
				一般職(大卒) 179,200 円
	高校卒 (初級)	142,700 円	151,200 円	147,100 円
技能・労務職(労務職員)		141,400 円	— 円	
教育職	大学卒	207,200 円	207,200 円	

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成30年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	274,431 円	370,414 円	398,263 円	429,745 円
	高校卒	217,165 円	318,204 円	358,626 円	380,359 円
技能・労務職		218,933 円	292,258 円	320,592 円	356,967 円
教育職	大学卒	307,274 円	386,723 円	413,685 円	424,315 円

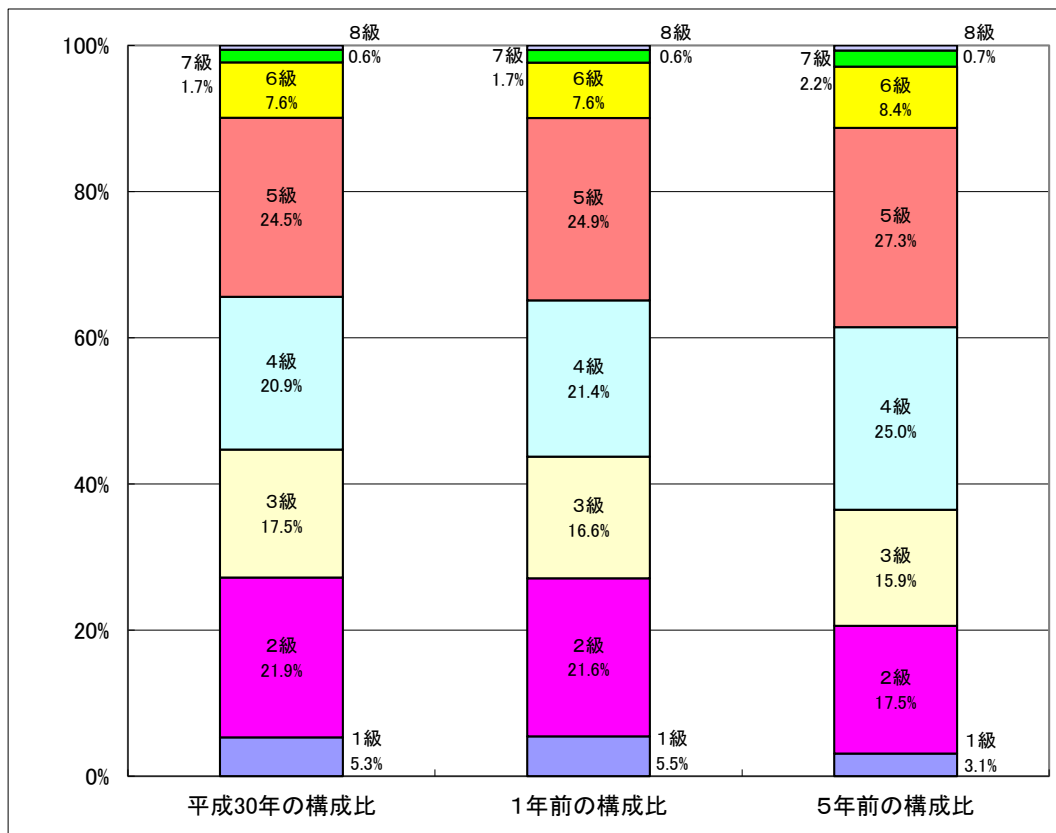
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	係員	290人	5.3%	127,100円	226,900円
2級	係員	1,203人	21.9%	151,600円	282,200円
3級	主任	961人	17.5%	197,100円	348,800円
4級	総括主任	1,150人	20.9%	222,500円	385,300円
5級	係長	1,345人	24.5%	249,100円	429,900円
6級	課長	416人	7.6%	300,600円	468,700円
7級	部長	95人	1.7%	363,100円	501,900円
8級	局長	32人	0.6%	423,100円	538,400円
計		5,492人	100%		

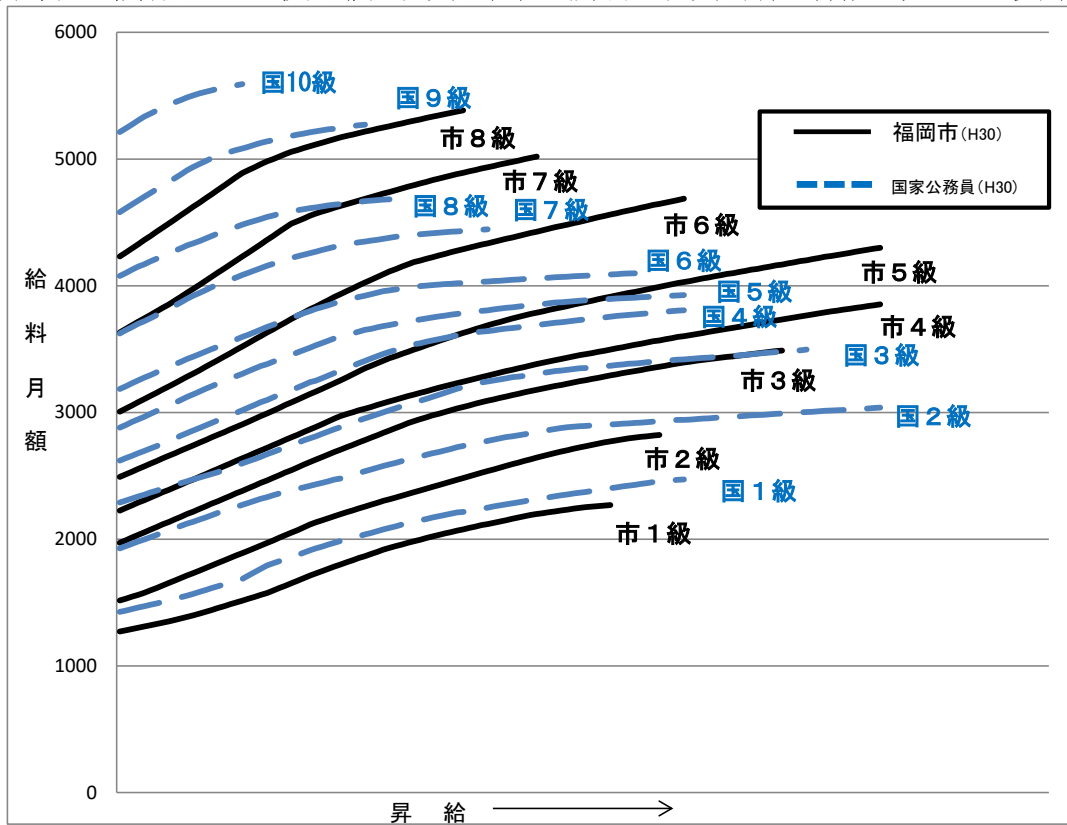
- (注) 1 福岡市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職務です。  
 3 「構成比」は小数点第2位を四捨五入したものであり、その内訳の計は100%とならない場合があります。

一般行政職の構成比の推移



- (注) 「構成比」は小数点第2位を四捨五入したものであり、その内訳の計は100%とならない場合があります。

(2) 国との給料表カーブ比較表（国：行政職（一） 福岡市：行政職(1)）（平成30年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（福岡市）

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	支給可能な区分	支給実績がある区分	支給可能な区分	支給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	支給可能な区分	支給実績がある区分	支給可能な区分	支給実績がある区分
上位, 標準, 下位の区分	○	○	○	○
上位, 標準の区分				
標準, 下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

福岡市	福岡県	国
1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,681 千円	1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,619 千円	—
(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.85 )月分	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.75 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.85 )月分	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.85 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 管理職手当の1/2～2/2	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) 支給割合は、管理職(課長以上)の職員を除くものです。また、( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(福岡市)

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位, 標準, 下位の成績率	○			
上位, 標準の成績率		○		
標準, 下位の成績率			○	○
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当(平成30年4月1日現在)

福岡市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	3,409千円	22,859千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額(自己都合及び応募認定・定年の平均額)です。傷病・死亡による退職は含みません。

##### (3) 地域手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(平成29年度決算)		6,479,074 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)		404,542 円	
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京事務所等に勤務する職員	20 %	8 人	20 %
医療職給料表(1)適用職員	16 %	21 人	16 %
上記以外の職員	10 %	14,895 人	10 %
地域手当補正後ラスパイレス指数(ラスパイレス指数)		102.2 (102.2)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+福岡市の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)



(4) 特殊勤務手当 (平成30年4月1日現在)

支給実績(平成29年度決算)	725,845 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	136,364 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成29年度)	33.0 %
手当の種類(手当数)	22
手当の名称等	別表一覧表のとおり

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成29年度決算)	2,980,609 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	400 千円
支給実績(平成28年度決算)	3,205,388 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	444 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度	国の制度と	支給実績	支給職員1人当たり
初任給調整手当	新たに医師として採用された職員のうち、規則で定める職員に対して、月額308,600円以内の額を採用の日から35年以内の間、採用後一定期間経過後1年ごとにその額を減じて支給	同じ	—	65,137 千円	2,994,805 円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当で、扶養親族1人につき7,500円から12,000円を支給(満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人に付き月額5,600円を加算)	異なる	支給額が異なる	1,596,220 千円	262,680 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に月額27,000円を限度に支給	同じ	—	1,614,267 千円	301,516 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員で、交通機関を利用する職員については55,000円を上限に支給、交通用具を使用する職員については、その使用距離に応じて2,000～31,600円を支給	異なる	支給要件等が異なる	1,558,913 千円	135,456 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員で、距離制限を満たすもの等に月額30,000円を支給(職員の住居と配偶者等の住居との間の交通距離が100km以上である職員にあつては、その額に、70,000円以内で距離に応じた一定額を加算)	同じ	—	9,952 千円	445,612 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度	国の制度と	支給実績	支給職員1人当たり
休日勤務手当	休日(国民の祝日に関する法律に規定する休日)及び12月29日から1月3日までの日(祝日法による休日を除く)または代休日などに、正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に対して、勤務1時間当たりの給与額×135/100を支給	同じ	—	451,492 千円	423,903 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの給与額×25/100を支給	同じ	—	120,931 千円	134,955 円
宿日直手当	宿日直勤務または日直勤務を命ぜられた職員に対して、勤務1回につき6,000円を支給(勤務時間が5時間未満の場合は半額を支給)	異なる	支給額が異なる	3,529 千円	108,864 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、週休日等又は平日深夜等(午前零時から午前5時までの間)に、臨時又は緊急の必要その他公務の必要により規則で定める勤務に1時間以上従事した場合に、従事時間に応じた額を支給 ・局長級 6,000～18,000円 ・部長級 5,000～15,000円 ・課長級 4,250～12,750円	異なる	支給額が異なる	7,412 千円	110,352 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給される手当 ・局長級 一種 130,000円 ・局長級 二種 120,000円 ・局長級 三種 110,000円 ・部長級 100,000円 ・課長級 82,000円	異なる	支給額が異なる	968,584 千円	813,936 円
特定任期付職員業績手当	採用時に期待されていた業績を超えて特に顕著な業績を挙げた職員に対して給料月額相当額を支給(年1回)	同じ	—	0 千円	0 円
産業教育手当	工業に関する課程を置く高等学校の教育職員が、実習を伴う工業に関する科目を担当する場合に、その者に対して、給料月額×100分の5を支給	—	—	11,219 千円	224,384 円
義務教育等職員特別手当	小学校、中学校、特別支援学校、高等学校及び幼稚園に勤務する教育職員に対して、その者の職務の級及び号給に対応する月額1,000円～8,000円を支給	—	—	446,051 千円	58,080 円
へき地手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在するへき地等学校に勤務する教職員に対して、(給料+扶養手当)×級地区別支給割合-地域手当を支給 ・級地区別支給割合 8/100～25/100	—	—	10,465 千円	307,798 円
へき地手当に準ずる手当	へき地等学校に勤務するために住居を移転した教職員に対して、(給料+扶養手当)×支給率 ・支給率 異動後5年間 4/100 その後1年間 2/100	—	—	5,247 千円	158,994 円

別表 特殊勤務手当一覧

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務手当	区役所課税課、納税課等に勤務する職員	税務事務	42,844千円	収納:10,100円 調査:7,000円 事務:4,000円 (月額)
福祉手当	こども総合相談センター、障がい者更正相談所、区役所福祉・介護保険課、地域保健福祉課、保護課等に勤務する職員	社会福祉を目的とする法律に基づく業務	73,210千円	行旅病人の保護:10,300円 保護課等:10,100円 その他:4,000円 (月額)
看護手当	区役所保健福祉センター健康課に勤務する看護師、准看護師、助産師	—	195千円	月額 1,500円
国保手当	区役所保険年金課等に勤務する職員	国民健康保険又は国民年金に関する事務	14,514千円	収納:10,100円 その他:4,000円 (月額)
ヘリコプター 従事者手当	航空法に規定する操縦士の資格を有する職員	ヘリコプターの操縦の業務	4,902千円	月額 86,000円
	航空法に規定する一等航空整備士の資格を有する職員	ヘリコプターの整備の業務	1,200千円	月額 25,000円
	航空法に規定する二等航空整備士又は一等航空運行整備士の資格を有する職員	ヘリコプターの整備の業務	0千円	月額 12,500円
指導監視等 手当	環境局環境事業所、区役所生活環境課等に勤務する職員	清掃指導の業務	263千円	日額 300円
	食品衛生検査所等に勤務する職員	食品衛生監視の業務	738千円	日額 190円
	区役所衛生課等に勤務する職員	環境衛生監視の業務	370千円	日額 190円
	計量検査所に勤務する職員	計量取締りの業務	7千円	日額 130円
	保健福祉局保健予防課等に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく調査、診察の立会い又は移送の業務	233千円	日額 400円
衛生検査等 手当 (防疫作業 手当)	右記の業務に従事する職員	放射線室でエックス線その他の放射線の照射業務	122千円	日額 210円
	環境局環境科学課、保健科学課等に勤務する職員	病理細菌検査業務	1,178千円	日額 170円
	環境局環境科学課、保健科学課、食品衛生検査所等に勤務する職員	毒物及び劇物取締法に定める劇毒物を使用する業務	2,421千円	日額 210円
	保健福祉局保健予防課等に勤務する職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症の病原体に汚染され又は汚染された疑いがある物件の処理作業を行う業務	6千円	1類感染症:800円 その他:210円 (日額)
	右記の業務に従事する職員	と畜場法に基づく獣畜の検査業務	1,382千円	日額 600円
動物取扱業務 手当 (動物取扱業務 等手当)	動物愛護管理センターに勤務する職員	狂犬病予防法に基づく犬の診断又はその死体の検案業務	243千円	日額 750円
		狂犬病予防法に基づく犬の捕獲若しくは処分等の作業又は動物の愛護及び管理に関する法律に基づくねこの引取等の作業	2,129千円	日額 830円
	動物園に勤務する職員	動物の飼育業務	2,142千円	動物飼育員:440円 その他:300円 (日額)
		園内の清掃、汚物処理又は獣舎等の修理作業	414千円	日額 300円
清掃手当	中部汚泥再生処理センターに勤務する職員	し尿が付着した機器等の維持補修業務及びし尿の処理作業	0千円	日額 440円
	工場、埋立場、事業所等に勤務する職員	ごみが付着した機器等の維持補修業務及び工場の炉室内における作業	577千円	日額 460円
		投棄場におけるゴミ搬入の指導等の業務		日額 460円
		ごみの処理作業	9,931千円	工場、埋立場:510円 事業所:630円 (日額)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給単価
用地等折衝業務手当	住宅都市局地域計画課、都心創生課に勤務する職員等	土地区画整理事業又は市街地再開発事業のため、在勤公署以外の場所で行う土地等の権利者との折衝業務	0千円	日額 230円
	右記の業務に従事する職員	無断建築物の除却のための、在勤公署以外の場所で行う折衝業務	0千円	日額 230円
	道路下水道局用地部等に勤務する職員	公共の利益となる事業に必要な土地の取得等のため、在勤公署以外の場所で行う当該権利者との折衝業務	12千円	日額 170円
	右記の業務に従事する職員	行政代執行法又は土地区画整理法に基づく建築物の除却作業	0千円	日額 400円
	住宅都市局住宅管理課に勤務する職員	在勤公署以外の場所で行う市営住宅の家賃滞納者等に対する明渡し等の折衝業務	0千円	日額 230円
徴収手当	住宅都市局住宅管理課、道路下水道局下水道料金課等に勤務する職員	在勤公署以外の場所で行う使用料等の徴収業務	0千円	日額 350円
危険作業手当	右記の業務に従事する職員	高圧電気施設の維持補修業務	1千円	日額 210円
	右記の業務に従事する職員	地上10メートル以上の足場の不安定な場所で行う宮繕工事の監督、建築審査又は工事の検査の業務	0千円	日額 240円
	農林水産局森林・林政課に勤務する職員	林道の開設のために特に劣悪な自然環境の場所で行う調査、測量又は監督の業務	0千円	日額 210円
	区役所地域整備課又は維持管理課等に勤務する職員	規則で定める道路上で、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業又は測量の業務	1,949千円	日額 190円
		道路工事におけるコールトールの散布作業	340千円	日額 190円
	右記の業務に従事する職員	水上における漁場造成作業の立会業務	1千円	日額 170円
		自動車航送船の運航業務	289千円	日額 90円
		マンホール内における下水道の調査又は検査の業務	1千円	日額 210円
下水道、河川又は水路におけるしゅんせつ作業		97千円	日額 210円	
規則で定める気象条件における屋外強行作業		91千円	日額 240円	
災害対策業務手当	右記の業務に従事する職員	異常な自然現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある状況における災害対策業務	1千円	日額 350円
航海手当	船舶に乗り組む職員	航海業務	10,347千円	港城内:50円 港城外:200円 (単位)
文化財発掘調査手当	経済観光文化局文化財活用部又は博物館に勤務する文化財専門職員	屋外における文化財発掘調査に関する業務	467千円	日額 300円
消防業務従事手当	消防局に勤務する職員	救助隊の業務	3,193千円	勤務1回につき 260円
		消防航空隊の業務	132千円	勤務1回につき 140円
		はしご隊の業務	1,431千円	勤務1回につき 140円
		指令管制の業務	508千円	勤務1回につき 160円
		救急隊の業務(救急救命士又は看護師の資格を有する職員が行うものに限る。)	9,270千円	勤務1回につき 640円
		救急隊の業務(消防本部に勤務する毎日勤務の職員に限る。)	139千円	勤務1回につき 320円
		消防艇の運航管理業務(海技士の免許を有する職員が行うものに限る。)	290千円	勤務1回につき 200円
		緊急自動車(消防局長が定めるもの)の運行管理業務(機関担当業務を命じられた職員が行うものに限る。)	5,463千円	勤務1回につき 大型:220円 中型:180円 その他:130円
		潜水用具を着用して行う潜水作業	112千円	作業1回につき 180円
緊急出動による救急業務及び災害防除業務	52,032千円	業務1回につき 救急業務:170円 災害防除業務(海上):400円 (その他):320円		

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給単価
ヘリコプター 搭乗手当	ヘリコプターに乗り組むことを本務とする職員	ヘリコプターに搭乗して行う、災害防除業務	2,063千円	搭乗時間1時間につき 空中機外活動:1,510円 その他:600円
変則勤務手当	右記の業務に従事する職員	正規の勤務時間が1週間につき38時間45分を超えて定められている場合	0千円	給料月額及びこれに対する 地域手当の合計額に1週間の 正規の勤務時間から38時間 45分を控除した時間を38 時間45分で除して得た数を 乗じて得た額(月額)
	正規の勤務時間による勤務の一部又は 全部が深夜に割り振られた職員	現に当該深夜に業務に従事した場合	68,101千円	深夜の全部:1,100円 2時間以上:730円 2時間未満:520円 (回額)
現場監督業務 等手当	区役所生活環境課又は維持管理課等に 勤務する職員	清掃指導の補助業務	866千円	日額 300円
		直営工事の現場作業の指導補助業務	457千円	日額 240円
		直営工事の現場作業監督業務	864千円	日額 240円
特殊車両運転 業務手当	代行運転手として自動車管理事務所に 登録している職員	市長が定める特殊車両の運転業務(14キロメートル以上)	106千円	20キロ未満:110円 20キロ以上:170円 (日額)
—	小学校、中学校又は高等学校に勤務する 校長	幼稚園の園長を兼任する場合	252千円	月額 7,000円
	小学校、中学校、特別支援学校又は高 等学校に勤務する指導教諭又は教諭 のうち、教務その他の教育に関する業 務についての連絡調整及び指導助言に 当たる主任等でその職務が困難である として教育委員会が定めるものの職務 を担当する指導教諭又は教諭	小学校、中学校、特別支援学校又は高等学校の 指導教諭又は教諭のうち、教務その他の教育に 関する業務について連絡調整及び指導助言に 当たる主任等でその職務が困難であるとして、教育 委員会の定めるものの職務を担当する指導教 諭又は教諭が、当該担当に係る業務に従事した 場合	1,539千円	日額 200円
	小学校又は中学校に勤務する主幹教 諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師	小学校又は中学校に勤務する主幹教諭、指導 教諭、教諭、助教諭及び講師のうち、2の学年の 児童又は生徒で編制されている学級を担当する ものが当該学級における授業又は指導に従事し た場合	358千円	日額 290円
	教育職員のうちその職務の級が教育職 給料表(1)、(3)若しくは(4)の1級、2級若 しくは3級又は教育職給料表(2)の1級若 しくは2級のもの	非常災害時における生徒等の保護又は緊急の 防災若しくは復旧の業務(学校の管理下におい て行う緊急業務に限る。)	0千円	日額 8,000円
		被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著し い負担を与えると教育委員会が認める業務に従 事した場合	0千円	日額 16,000円
		生徒等の負傷、病気等に伴う救急の業務(学校 の管理下において行う緊急業務に限る)	0千円	日額 7,500円
		生徒等に対する緊急補導業務(学校の管理下にお いて行う緊急業務に限る。)	0千円	日額 7,500円
		修学旅行、林間学校、臨海学校等(学校が計画 し、実施するものに限る。)において生徒等を引 率して行う指導業務で泊を伴うもの	1,521千円	日額 5,100円
		教育委員会が定める対外運動競技等において 生徒等を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの 又は勤務を要しない日、休日、代休日に行うもの	3,397千円	日額 5,100円
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否 判定の業務	1千円	日額 900円
		学校の管理下において行われる部活動(正規の 教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をい う。)における生徒等に対する指導業務で勤務を 要しない日、休日、代休日等に行うもの	18,820千円	日額 3,600円

## 5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	1,300,000 円	(参考)政令指定都市における最高/最低額(減額含む)	
	副 市 長		1,599,000 円/	500,000 円
報 酬	議 長	1,060,000 円	1,179,000 円/	779,000 円
	副 議 長	970,000 円	1,061,000 円/	703,000 円
	議 員	880,000 円	953,000 円/	648,000 円
期 末 手 当	市 長	(平成29年度支給割合)		
	副 市 長	3.30 月分		
地 域 手 当	議 長	(平成29年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.30 月分		
退 職 手 当	市 長	10 %		
	副 市 長			
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額×在職月数×0.48	2,995万2,000円	任期毎
		給料月額×在職月数×0.365	1,822万 800円	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

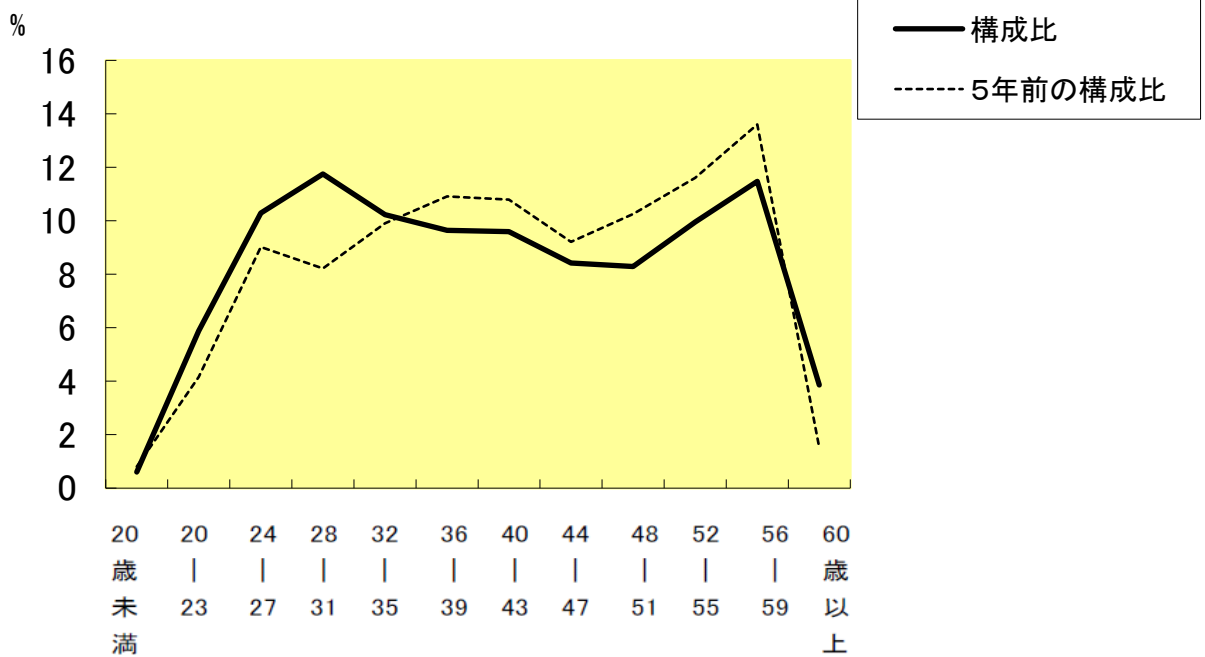
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成29年	平成30年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	39	38	△ 1	生活保護業務に係る体制の強化 11
		総 務	1,434	1,431	△ 3	世界水泳選手権福岡大会の開催準備 7
		税 務	532	539	7	精神障がい者の退院後支援の充実 7
		労 働	2	2	0	ウォーターフロント再整備の推進 6
		農林水産	103	109	6	ごみ収集運搬業務の民間委託 △ 15
		商 工	139	143	4	
		土 木	1,208	1,210	2	
		民 生	1,305	1,317	12	
		衛 生	808	818	10	
		計	5,570	5,607	37	<参考> 人口1万人当たり職員数 36.67 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 45.05 人)
	教育部門	7,737	8,110	373	児童生徒数の増加等に伴う教職員の定数増 141 市立幼稚園の閉園 △ 19 小学校給食調理等業務の民間委託 △ 9	
	消防部門	1,086	1,097	11		
	小 計	14,393	14,814	421	<参考> 人口1万人当たり職員数 96.88 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 107.20 人)	
公営企業等会計部門	水 道	471	473	2		
	交 通	580	575	△ 5		
	下水道	259	267	8		
	その他	436	440	4		
	小 計	1,746	1,755	9		
合 計		16,139	16,569	430	<参考> 人口1万人当たり職員数 108.36 人	
		[ 16,671 ]	[ 16,813 ]	[ 142 ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	100人	975人	1,705人	1,947人	1,694人	1,598人	1,590人	1,396人	1,373人	1,650人	1,901人	640人	16,569人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	5,537	5,505	5,574	5,581	5,570	5,607	70 ( 1.3%)
教育	1,246	1,224	1,182	1,174	7,737	8,110	6,864 ( 550.9%)
消防	1,047	1,067	1,080	1,090	1,086	1,097	50 ( 4.8%)
普通会計計	7,830	7,796	7,836	7,845	14,393	14,814	6,984 ( 89.2%)
公営企業等会計計	1,720	1,690	1,724	1,717	1,746	1,755	35 ( 2.0%)
総合計	9,550	9,486	9,560	9,562	16,139	16,569	7,019 ( 73.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。



## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業（工業用水道事業を含む）

#### ① 職員給与費の状況

【決算】

区分	総費用 A	純損益 又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
29年度	29,855,439	6,308,823	3,429,317	11.5	11.3

(注) 1 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 852,730千円を含まない。

2 職員給与費には、退職給付費、法定福利費を含みます。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
29年度	509	1,879,631	645,942	803,316	3,328,889	6,540

(参考)政令指定都市 平均一人当たり給与費
千円 6,757

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数です。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成30年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	40.4 歳	350,579 円	542,872 円
政令指定都市平均	45.2 歳	367,821 円	562,708 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		福岡市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,578 千円		1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,681 千円	
(平成29年度支給割合)		(平成29年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分	勤勉手当 1.80 月分 ( 0.85 )月分	期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分	勤勉手当 1.80 月分 ( 0.85 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の1/2～2/2		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の1/2～2/2	

(注) 支給割合は、管理職（課長級以上）の職員を除くものです。また、( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

○成績率の導入 管理職職員の勤勉手当については、局長級は平成20年度から、部長級は平成29年度から、課長級は平成30年度からそれぞれ、前年度の勤務実績等に応じて支給割合を決定しています。
--

イ 退職手当（平成30年4月1日現在）

水道事業			福岡市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額 20,222 千円			1人当たり平均支給額 3,409千円 22,859千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額（自己都合及び定年・勲褒の平均額）です。傷病・死亡による退職は含みません。

ウ 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績(29年度決算)		198,922 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		390,809 円	
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
水道局企業職給料表適用職員	10 %	468 人	10 %

エ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績(29年度決算)		7,181 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		50,216 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		28.1 %		
手当の種類(手当数)		6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(29年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊現場勤務手当	南畑水源事務所分室に勤務する職員	—	124 千円	月額 5,200円
	瑞梅寺浄水場に勤務する職員	—	701 千円	月額 3,200円
有害物取扱手当	各浄水場又は水道水質センターに勤務する職員	毒物又は劇物等を取扱う業務	1,022 千円	日額 210円
危険作業手当	右記の業務に従事する職員	高圧電気施設の維持補修業務(取付, 故障箇所の調査, 修理及び修理の立会い)	0 千円	日額 210円
	右記の業務に従事する職員	地上10メートル以上の足場の不安定な場所で行う工事の作業又は監督・検査等の業務	0 千円	日額 240円
	各管整備課又は水管理課等に勤務する職員	道路上で交通を遮断することなく行う水道施設の新設作業, 維持作業, 修理作業又は測量の業務	171 千円	日額 190円
	右記の業務に従事する職員	水上又は水中の作業	15 千円	日額 170円
	右記の業務に従事する職員	管理者が定める気象条件における屋外強行作業	0 千円	日額 240円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給単価
特別作業手当	右記の業務に従事する職員	在勤公署以外の場所での水道料金の未納整理及び停水処分の業務	175 千円	日額 350円
	右記の業務に従事する職員	水道メーターの点検業務	3 千円	日額 260円
	浄水場に勤務する職員	活性炭を取り扱う作業	0 千円	日額 170円
	右記の業務に従事する職員	在勤公署以外の場所での水道施設の新設、維持又は修理の作業	0 千円	日額 170円
	右記の業務に従事する職員	事業の用に供する土地取得等のための在勤公署以外の場所で当該権利者との折衝業務	0 千円	日額 170円
	右記の業務に従事する職員	特殊車両の運転業務(14キロメートル以上20キロメートル未満)	0 千円	日額 110円
	右記の業務に従事する職員	特殊車両の運転業務(20キロメートル以上)	9 千円	日額 170円
災害対策業務手当	右記の業務に従事する職員	異常な自然現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある状況における災害対策業務	0 千円	日額 350円
変則勤務手当	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜に割り振られた職員	現に当該深夜に業務に従事した場合	4,961 千円	深夜の全部:1,100円 2時間以上:730円 2時間未満:520円 (回数)

#### オ 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	187,617 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	419 千円
支給実績(28年度決算)	191,433 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	522 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

#### カ その他の手当(平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当で、扶養親族1人につき7,500円から12,000円を支給(満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき月額5,600円を加算)	同じ	—	71,197 千円	285,931 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に月額27,000円を限度に支給	同じ	—	53,313 千円	302,914 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員で、交通機関を利用する職員については55,000円を上限に支給、交通用具を使用する職員については、その使用距離に応じて2,000～31,600円を支給	同じ	—	76,898 千円	205,060 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員で、距離制限を満たすもの等に月額30,000円を支給(職員の住居と配偶者等の住居との間の交通距離が100km以上である職員にあっては、その額に、70,000円以内で距離に応じた一定額を加算)	同じ	—	494 千円	247,000 円
休日勤務手当	休日(国民の祝日に関する法律に規定する休日)及び12月29日から1月3日までの日(祝日法による休日を除く)または代休日などに、正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に対して、勤務1時間当たりの給与額×135/100を支給	同じ	—	24,589 千円	201,553 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの給与額×25/100を支給	同じ	—	14,892 千円	169,229 円
宿日直手当	宿日直勤務または日直勤務を命ぜられた職員に対して、勤務1回につき6,000円を支給(勤務時間が5時間未満の場合は半額を支給)	同じ	—	- 千円	- 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、週休日又は平日深夜等(午前零時から午前5時までの間)に、臨時又は緊急の必要その他公務の必要により管理者が定める勤務に1時間以上従事した場合に、従事時間に応じた額を支給 ・局長級 6,000～18,000円 ・部長級 5,000～15,000円 ・課長級 4,250～12,750円	同じ	—	130,750 千円	16,344 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給される手当 ・局長級 110,000円 ・部長級 100,000円 ・課長級 82,000円	同じ	—	35,298 千円	1,008,514 円
特定任期付職員業績手当	採用時に期待されていた業績を超えて特に顕著な業績を挙げた職員に対して給料月額相当額を支給(年1回)	同じ	—	- 千円	- 円

(2) 交通事業

① 職員給与費の状況

【決算】

区分	総費用 A	純損益 又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
29年度	30,225,196	7,260,781	5,088,173	16.8	16.9

- (注) 1 資本勘定支弁職員に係る職員給与費473,726千円を含みません。  
2 職員給与費には、退職給付費、法定福利費を含みます。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 政令指定都市 平均一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
29年度	580	2,265,430	1,014,122	998,397	4,277,949	7,376	7,512

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は、平30年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
交通事業	42.7 歳	372,841 円	611,086 円
政令指定都市平均	46.1 歳	369,926 円	623,417 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(うち鉄軌道事業運転手)

区 分	公務員				民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	
福岡市	50.7 歳	98 人	397,457 円	664,859 円	電車運転手	39.6 歳	542,300 円	1.23
政令指定都市平均	46.1 歳	—	369,926 円	623,417 円	—	—	—	—

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
福岡市	7,978,308 円	6,507,800 円	1.23

(注) 年収ベース (C) のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与とその他特別給与額を加えた試算値です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

交通事業	福岡市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,696 千円	1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,681 千円
(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.80 月分 ( 0.85 )月分	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.80 月分 ( 0.85 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 管理職手当の1/2~2/2	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 管理職手当の1/2~2/2

(注) 支給割合は、管理職(課長以上)の職員を除くものです。また、( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況

○成績率の導入 管理職職員の勤勉手当については、局長級は平成20年度から、部長級は平成29年度から、課長級は平成30年度からそれぞれ、前年度の勤務実績等に応じて支給割合を決定しています。
--

イ 退職手当（平成30年4月1日現在）

交通事業			福岡市		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	20,236千円		1人当たり平均支給額	3,409千円	22,859千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額（自己都合及び定年・勸奨の平均額）です。傷病・死亡による退職は含みません。

ウ 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績(29年度決算)		239,173 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		408,843 円	
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
交通局企業職給料表(1)及び 交通局企業職給料表(2)適用職員	10 %	569 人	10 %

エ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績(29年度決算)		21,075 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		59,032 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		60.1 %		
手当の種類(手当数)		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(29年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊車両運転業務手当	車両工場に勤務する職員	管理者が定める特殊車両の運転業務(14キロメートル以上)	0 千円	20km未満:110円 20km以上:170円 (日額)
危険作業手当	右記の業務に従事する職員	地上10メートル以上の足場の不安定な箇所における作業又は深層4メートル以上の深所における掘削作業の工事の監督又は検査の業務	117 千円	日額 240円
	右記の業務に従事する職員	深層4メートル以上の深所のずい道内(掘削作業現場に限る。)における駅舎の建設工事及び電路、軌道等の設備の取付工事の監督又は検査の業務等	0 千円	日額 150円
	右記の業務に従事する職員	交流300ボルト以上又は直流750ボルト以上の電圧である回路を有する電気施設の維持補修業務	0 千円	日額 210円
	右記の業務に従事する職員	管理者が定める気象条件における屋外作業	0 千円	日額 240円
	右記の業務に従事する職員	列車が走行している地下及び車両基地等における保線業務、電気保守業務及び車両の検査又は修繕業務	1,016 千円	日額 370円
用地折衝業務手当	右記の業務に従事する職員	事業の用に供する土地の取得等のため勤務する事業所以外の場所で行う当該権利者との折衝業務	0 千円	日額 170円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給単価
災害対策業務手当	右記の業務に従事する職員	異常な自然現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある状況における災害対策業務	0 千円	日額 350円
変則勤務手当	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜に割り振られた職員	現に当該深夜に業務に従事した場合	19,942 千円	深夜の全部:1,100円 2時間以上:730円 2時間未満:520円 (回額)

オ 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	463,321 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	845 千円
支給実績(28年度決算)	542,176 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	970 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当で、扶養親族1人につき7,500円から12,000円を支給(満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人に付き月額5,600円を加算)	同じ	—	106,165 千円	294,902 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に月額27,000円を限度に支給	同じ	—	66,134 千円	304,765 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員で、交通機関を利用する職員については55,000円を上限に支給、交通用具を使用する職員については、その使用距離に応じて2,000~31,600円を支給	同じ	—	86,744 千円	193,624 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員で、距離制限を満たすものに月額30,000円を支給(職員の住居と配偶者等の住居との間の交通距離が100km以上である職員にあっては、その額に、70,000円以内で距離に応じた一定額を加算)	同じ	—	- 千円	- 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
休日勤務手当	休日(国民の祝日に関する法律に規定する休日)及び12月29日から1月3日までの日(祝日法による休日を除く)または代休日などに、正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に対して、勤務1時間当たりの給与額×135/100を支給	同じ	—	156,680 千円	352,882 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの給与額×25/100を支給	同じ	—	42,345 千円	120,298 円
宿日直手当	宿日直勤務または日直勤務を命ぜられた職員に対して、勤務1回につき6,000円を支給(勤務時間が5時間未満の場合は半額を支給)	同じ	—	— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、週休日及び平日深夜等に、臨時又は緊急の必要その他公務の必要により管理者が定める勤務に1時間以上従事した場合に、従事時間に応じた額を支給 ・局長級 6,000～18,000円 ・部長級 5,000～15,000円 ・課長級 4,250～12,750円	同じ	—	154 千円	7,321 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ・局長級 110,000円 ・部長級 100,000円 ・課長級 82,000円	同じ	—	30,336 千円	1,046,069 円
特定任期付職員業績手当	採用時に期待されていた業績を超えて特に顕著な業績を挙げた職員に対して給料月額相当額を支給(年1回)	同じ	—	— 千円	— 円